

東成瀬村条件付き一般競争入札公告

次のとおり工事請負について条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び東成瀬村財務規則（平成28年規則第11号。以下「規則」という。）第103条の規定により公告する。

令和6年7月22日

東成瀬村長 備前博和

1 入札に付する事項

- (1) 件名 手倉ミニライスセンター設備改修工事
(工事番号 NS-0603)
- (2) 工事場所 東成瀬村椿川字新屋布地内
- (3) 工期 120日
- (4) 予定価格 8,910,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 入札方法 紙入札方式
- (6) 工事概要 ミニライスセンター既存機械器具の改修工事
(詳細については設計図書のとおり)

2 入札参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 東成瀬村条件付き一般競争入札実施要綱（平成28年東成瀬村告示第59号。以下「要綱」という。）第3条に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 令和5年度・令和6年度東成瀬村入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されており、機械器具装置工事の区分に登録されていること。
- (3) 本社又は営業所が東北地方内に在所であること。
- (4) 東北地方内での施設整備等の実績を有すること。
- (5) 次の事項のすべてに該当する者を本工事の現場に技術者として配置できること。
 - ア 本工事に係る資機材・設備の設置や施工に関する必要な資格等を有すること。
 - イ 当該入札参加者と入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (6) 次の事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 要綱第9条第1項第2号の規定により入札参加資格を取り消され、取消された日から2年を経過しない者
 - イ 個人の場合はその者、法人の場合にはその役員又はその支店等の代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴

対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められること

ウ 暴力団員又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団が経営に実質的に関与している」と認められること

3 入札参加資格確認申請書等の提出等

入札に参加しようとする者は、要綱第6条の規定に基づき次により競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

- (1) 提出書類 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
同種工事の施工実績等(様式第2号)
配置予定技術者の資格・工事履歴(様式第3号)
配置予定技術者の現況(様式第4号)
- (2) 提出方法 東成瀬村総務課へ直接持参又は郵送
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和6年7月23日(火)午前9時から
令和6年7月30日(火)午後4時まで
- (5) その他 本手続後に入札参加資格確認通知書(様式第5号)により適格通知を受けた者のみが入札に参加できる。

4 設計図書、入札関係書類及び入札心得の閲覧

本工事に係る設計図、契約事項、金抜き設計書、入札関係書類及び入札心得の閲覧は、次により行う。

- (1) 閲覧方法 東成瀬村公式ホームページ上に掲載する方法で行う。
- (2) 閲覧期間 令和6年7月23日(火)から令和6年8月2日(金)まで

5 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和6年8月1日(木)までに書面(FAX可)により行うこと。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和6年8月2日(金)までに書面(FAX含む)により行う。

6 入札保証金 免除する

7 入札書等の提出方法

- (1) 入札方法 紙入札方式(入札書の直接持参又は郵送による)
- (2) 提出先 東成瀬村 総務課
住所 〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1
- (3) 提出期間 令和6年7月31日(水)午前9時から
令和6年8月5日(月)午後5時まで
(直接持参の場合は平日に限る)

(4) 開札日 令和6年8月6日(火)
(郵送の場合は提出期間内に到着したもののみを開札する)

(5) その他

ア この入札には、入札書のほか積算内訳書の提出を必要とする。

イ 郵送の場合は、入札書及び積算内訳書を封入した内封筒を外封筒に入れて提出すること。

ウ 入札結果は、参加者にファクシミリ等で通知する。

8 最低制限価格の設定

この入札には最低制限価格を設定しない。

9 仮契約締結及び本契約締結に関する条件 該当なし

10 その他

(1) 入札に関する説明会は、実施しない。

(2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

(3) 工期は、事情により変更することがある。

(4) 入札参加者は、設計図書の内容を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。

(5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、村長は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

(6) 本公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、令、規則及び要綱の定めるところによる。

11 問い合わせ先

(1) 入札に関すること

東成瀬村 総務課 (電話 0182-47-3401 FAX 0182-47-3290)

(2) 事業に関すること

東成瀬村 産業振興課 (電話 0182-47-3406 FAX 0182-47-3800)